

佐藤 武夫 當二十年 (左腕打撲輕傷)
 福田 鹿造 十九年 (〃)
 奈良久真 二十一年 (右腕打撲輕傷)

右及申(通)報候也

以上

(記)

覺書

株式会社荏原製作所対従業員、労働争議ハ今回左記条件ヲ以テ円満解決シタルヲ以テ茲ニ覺書五通ヲ作成シ當事者双方並ニ調停者各一通ヲ保持スルモノトス

記

- 一 争議團ハ會社ニ對シ遺憾ノ意ヲ表ス
- 二 要求書ハ之ヲ撤回ス
- 三 争議ニ参加セル百六名ノ懲戒解雇ハ之ヲ取消サズ
 但シ 會社ノ適當ト認ムル者二十六名ヲ限り新規採用ス、採用ニ應マザルトキハ其ノ数ヲ減ズ
- 四 會社ハ金一封ヲ提供ス 内派 解雇手当四〇〇〇〇円也
 年費費用六〇〇〇円也
 至撤中ノ日迄六〇〇〇円也 計五三〇〇〇円也

昭和十年四月十五日

株式会社荏原製作所

代表 表 山岸 靖
 從業員 代 表 石崎 保治
 東京支店組合 代 表 井堀 繁雄
 調停者 御金 稻 井 清 治